

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（文部科学省）

25文科政第95号

平成26年2月28日

文部科学大臣決定

（一部改正 平成26年9月4日 26文科政第31号）

（一部改正 平成27年5月7日 27文科政第33号）

（一部改正 平成28年4月1日 27文科政第167号）

（一部改正 令和3年4月1日 2文科政第169号）

（一部改正 令和5年4月1日 4文科政第177号）

（通則）

第1条 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第46条第3項に基づく生活拠点形成交付金であって、福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日府政防第217号・復本第269号・警察庁甲官発第55号・25文科政第89号・厚生労働省発会0228第2号・25食第198号・20140226財地第1号・国官会第2892号・原規監発第1402269号。以下「制度要綱」という。）第2に規定する福島再生加速化交付金の交付のうち文部科学省所管事業に係るもの（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実施要綱（平成26年2月28日復本第271号・25文科政第91号・厚生労働省発会0228第5号・25農振第2068号・国官会第2894号。以下「実施要綱」という。）第8の1に規定する基金に交付するものを除く。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成24年政令第115号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成24年復興庁令第3号）、法第5条に規定する福島復興再生基本方針、制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 交付金は、福島県及び法第45条第1項に規定する避難先市町村（以下「避難先市町村」という。）（法第44条第1項に規定する避難元市町村（以下「避難元市町村」という。）その他の地方公共団体が法第45条第2項第2号から第4号までに規定する事業又は事務を実施する場合にあつては、福島県、避難先市町村及び当該地方公共団体）に交付金を交付し、同項に規定する生活拠点形成事業計画（以下「生活拠点形成事業計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「生活拠点形成事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先及び交付期間）

第3条 交付金は、福島県、避難先市町村又は避難元市町村その他の地方公共団体（以下「福島県等」という。）の長に対し、その申請に基づいて交付する。

2 交付金を交付する期間は、生活拠点形成事業計画に記載された計画期間とする。

(交付の対象となる事業)

第4条 交付の対象となる事業は、実施要綱第2の1に規定する基幹事業のうち、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の法第39条第1項に規定する居住制限者（以下「居住制限者」という。）の生活の拠点を形成するために行う別表1から別表3までに掲げる事業（以下「交付対象基幹事業」という。）及び実施要綱第2の2に規定する避難者支援事業等（以下「交付対象避難者支援事業等」という。）とする。

(交付額)

第5条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第5により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第4により福島県等に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

2 交付対象事業に対する毎年度の交付金の交付額は、次に掲げる式により算出された交付額とする。

$$\text{交付額} = (A + B + C)$$

$$A : \text{交付対象基幹事業の交付額} = (a_1 + a_2 + a_3)$$

a_1 : 別表1に掲げる事業の交付額

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号。以下「施設費負担法施行令」という。）第1条第1項を準用して算定した額を上限として、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号。以下「施設費負担法」という。）第5条から第5条の3までの規定を準用し、別表1の事業ごとに算出した事業に要する経費の額に基本国費率を乗じた額の総和（以下「交付対象経費 a_1 」という。）に事務費として100分の1を乗じて算定した額を交付対象経費 a_1 に加えた額

a_2 : 別表2に掲げる事業の交付額

学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号）第6の規定を準用し、事業ごとに算出した配分基礎額に基本国費率を乗じた額の総和と別表2の事業ごとに算出した事業に要する経費の額に基本国費率を乗じた額の総和とを比較して少ない方の額（以下「交付対象経費 a_2 」という。）に事務費として100分の1を乗じて算定した額を交付対象経費 a_2 に加えた額

a_3 : 別表3に掲げる事業の交付額

埋蔵文化財緊急調査費国庫補助要項（昭和54年5月1日付け庁保管第24号）4.の規定を準用し、別表3の事業ごとに算出した額の総和（以下「 a_3 事業費」という。）に基本国費率を乗じた額

$$B : \text{追加交付額} = (b_1 + b_2 + b_3)$$

b_1 : a_1 に係る追加交付額

(別表1の事業ごとに算出した事業に要する経費の額の総和 - 交付対象経費 a_1)
 $\times 1/2$

b_2 : a_2 に係る追加交付額

(別表2の事業ごとに算出した事業に要する経費の額の総和－交付対象経費 a_2)
 $\times 1/2$

b_3 : a_3 に係る追加交付額

(a_3 事業費－ a_3) $\times 1/2$

C : 交付対象避難者支援事業等の交付額 = ($c_1 + c_2 + c_3$)

c_1 : 別表1に掲げる事業に係る交付額

生活拠点形成事業計画様式1－4に記載したC－1に係る避難者支援事業等の交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

c_2 : 別表2に掲げる事業に係る交付額

生活拠点形成事業計画様式1－4に記載したC－2に係る避難者支援事業等の交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

c_3 : 別表3に掲げる事業に係る交付額

生活拠点形成事業計画様式1－4に記載したC－4に係る避難者支援事業等の交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

- 3 交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況に変更があった場合には、前項の規定により算出される額にかかわらず、交付を受けた交付金の額すべてについて、当該事業に要する経費として充てることができるものとし、次年度以降の年度交付額の算定において調整するものとする。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。
- 4 前項の規定による交付額の調整は、交付された金額から事業費の実績額に基づいて第2項の規定により算出される年度交付額を控除した額を次年度以降の年度交付額から控除することにより行う。

(事前着手)

第6条 第7条による交付の申請及び第8条による交付の決定前に、実施要綱第8の4(1)による交付申請及び交付決定前の生活拠点形成事業計画に基づく事業等の実施の承認を通知する様式は、別記様式1によるものとする。

(交付申請)

第7条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体(以下「交付申請者」という。)は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書(別記様式2)に必要な書類を添付して内閣総理大臣を経由し、提出するものとする。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認められたときは、適正化法第6条第1項の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

- 2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規

定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式3）するものとする。この場合、内閣総理大臣を経由するものとする。

- 3 地方公共団体は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（別記様式4）を大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が整った日以降とする。

（交付決定の内容の変更）

第9条 交付申請者が交付決定の内容を変更しようとする場合には、内閣総理大臣を経由し、大臣に内容変更承認申請書（別記様式5）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

- 2 大臣は、第1項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を交付申請者に通知（別記様式6）するものとする。この場合、内閣総理大臣を経由するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、内閣総理大臣を経由し、大臣に申請取下書（別記様式7）を提出しなければならない。

（交付対象事業の廃止）

第11条 交付申請者は、交付決定を受けた事業のすべてを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式8）を内閣総理大臣を経由して提出し、その承認を受けなければならない。

（交付対象事業の遅延の届出）

第12条 交付申請者は、交付決定を受けた事業が生活拠点形成事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式9）を内閣総理大臣を経由して提出しなければならない。

（状況報告）

第13条 交付申請者は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、内閣総理大臣を経由し、速やかに状況報告書を提出するものとする。

（交付事業の遂行等の命令）

第14条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付申請者に対し、

これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15条 交付申請者は適正化法第14条の規定による実績報告については、別表1から別表3までのすべての交付対象事業が完了した日（第11条により交付対象事業のすべての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して1ヶ月を経過した日又は別表1から別表3までのすべての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、内閣総理大臣を経由し、大臣に実績報告書（別記様式10）を提出して行うものとする。

- 2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付金額の確定等)

第16条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式11）を内閣総理大臣を経由して通知するものとする。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、第15条の規定に基づき報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

(交付金の返還)

第18条 大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

(交付対象事業の検査等)

第19条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は文部科学省職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 適正化法第23条第2項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式12によるものとする。

(財産の管理等)

第20条 交付申請者は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、交付申請者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部または一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4項の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認の手続等については、別表1及び別表2に掲げる交付対象事業による取得財産等については、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号。以下「運用細目」という。）第3の20の規定を準用する。

(交付金の経理)

第22条 交付申請者は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第23条 大臣は、交付申請書及び内容変更承認申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

(施設費負担法等の準用)

第24条 施設費負担法第7条及び第8条、施設費負担法施行令第3条から第6条まで及び第9条並びに義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和33年文部省令第21号）第1条から第3条までの規定については、別表1に掲げる事業の交付について準用する。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、別表1及び別表2に掲げる事業の交付金の交付については、運用細目の規定を準用する。

附 則（平成26年2月28日）

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

附 則（平成26年9月4日）

この要綱は、平成26年9月4日から施行する。

附 則（平成27年5月7日）

この要綱は、平成27年5月7日から施行する。ただし、施行日（平成27年5月7日）の前日までに交付を決定したものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行日（令和5年4月1日）の前日までに交付を決定したものについては、なお従前の例による。

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった生活拠点形成事業計画に基づく事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付申請書

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

注) 生活拠点形成事業計画の写しを添付すること。

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的
- 2 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

- 3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 実績報告については、福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付要綱（文部科学省）（以下「交付要綱」という。）第15条によるものとする。
- 5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。
- 6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式7 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）申請取下書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

令和 年 月 日

2 申請を取下げの事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式9 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）事業遅延報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	施設名	事業概要	工事着工 年 月 日	工事完了 予定年月日

※ 事業遅延の事由については、別紙（任意様式）を作成し添付すること。

(別記様式10 実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（長期避

難者生活拠点形成）の交付対象事業について、

完 了 廃 止 会計年度が終了

したので、補助金等に係る予

算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

(単位：千円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

注) 交付対象事業が完了又は廃止した場合は様式Ⅰを、会計年度が終了した場合は様式Ⅱを添付すること。

(別記様式11 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文 部 科 学 大 臣

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、金 千円に確定したので通知する。

(別記様式12 立入検査等職員身分証票)

表 面

9cm

←	→
↑	第 号 年 月 日発行
	官 職 氏 名 年 月 日生
6.5 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証
	年 月 日まで有効
↓	文 部 科 学 大 臣

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〔様式 I〕

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）実績報告

（ C-1・C-2・C-4に関する事業 ）

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

（単位：千円）

事業名	学校名（施設名）	事業概要	総事業費	交付対象事業費	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）充当額	その他	交付対象外経費
			(A = B + E)	(B = C + D)	(C)	(D)	(E)
小計（基幹事業）							
小計（避難者支援事業）							
合 計							

4. 交付金の実績

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）交付決定額	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）充当額 (H+I)	福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）充当額 (C) の合計	事務費に係る充当額	不 用 額
(F)	(G)	(H)	(I)	(J)

【留意事項】

- 「事業名」、「学校名（施設名）」、「事業概要」欄については、生活拠点形成事業計画と記載内容を同一にすること。
- 「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。
- 交付決定通知書の写しを添付すること。
- 交付金充当事業については、事業の実施を証する書類(契約書の写しなど)及び事業の完了を証する書類(竣工検査調書の写し、支出命令書の写しなど)を提出すること。

[様式 I - ①]

対象経費算出表
(別表1に係る事業)

事業名								
学校名(施設名)								(単位:円)
工事名 区分								計
契約前の対象内外工事費	工事費積算額 ① (②+⑤)							
	直接工事費 ②							
	対象外経費 ③							A
	対象内経費 ④							
	共通費 ⑤							
	仮設費 ⑥							
	諸経費 ⑦							
	対象外共通費 ⑧ (⑤×(③/②))							
	対象外経費 ⑨ (③+⑧)							
契約後の対象内外工事費	契約年月日							
	契約金額 ⑩ <small>(税込)</small>							B
	請負比率 ⑪ (⑩上段/①)							
	対象外経費 ⑫ (⑩×⑪×(1+消費税))							C
	対象内経費 ⑬ (⑩下段-⑫)							D
工事監理委託費・設計費等	経費名 区分							計
	契約金額 (税込み) ⑭							
	⑭の内訳 対象外経費							
	対象内経費							E
工事費	対象内工事費 (D+E)					事務費総額	事務費対象限度額	対象内事務費 (I又はJのいずれか小)
	F	G		H	I	J	K	
		事務費		対象外経費 (G×C/B)		(F×1/100)		
							L	
						事業に要した経費 (F+K)		

対象経費算出表
(別表 2 に係る事業)

事業名						
学校名(施設名)						
対象内外経費の試算	工事名 区分					計
	工事費積算額(税抜き) ①					
	共通費	仮設費 ②				
		諸経費 ③				
		計 ④ (②+③)				
	直接工事費 ⑤ (①-④)					
	⑤の内訳	対象外経費 ⑥				
		対象内経費 ⑦				
	対象内共通費 ⑧ (④×(⑦/⑤))					
	対象内経費 ⑨ (⑦+⑧)					
対象内経費(税込み) ⑩ ⑨×(1+消費税率)						
対象内外経費の算出	工事名 区分					計
	①×(1+消費税率) ⑪					
	契約額(税込み) ⑫					
	工事費に占める 対象内工事費の割合 ⑬ ⑩/⑪					
契約額(税込み)に おける対象内経費 ⑭×⑬					A	
耐力震断調査経費	名称 区分					計
	契約金額(税込み) ⑭					
	⑭の内訳	対象外経費				
対象内経費					B	
含設計費(基本設計費・実施 工事監理委託費)を施	内訳 区分					計
	契約金額(税込み) ⑮					
	⑮の内訳	対象外経費				
対象内経費					C	

・⑬欄は、小数第7位まで表記(第8位以下は切り捨てる。)
・D欄(契約後工事費)は、千円未満を切り捨てる。

交付対象事業費(対象内経費)の確定	
契約後工事費 (A+B+C)	D

[様式Ⅱ]

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成）年度終了実績報告

（ C-1・C-2・C-4に関する事業 ）

1. 交付決定年度

2. 予算区分

3. 充当内容

（単位：千円）

事業名	学校名（施設名）	事業概要	交付対象事業費 (A)	福島再生加速化交付金 （長期避難者生活拠点形成）		事業完了 予定年月日	完了・ 未完了 の別
				年度内充当額 (C)	翌年度繰越額 (D)		
				(B=C+D)			
小計（基幹事業）							
小計（避難者支援事業）							
合 計			0	0	0		

4. 交付金の充当状況等

福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成） 交付決定額 (E)	年度内充当額 (G+H)の合計 (F)	年度内充当額 (C)の合計 (G)	事務費に係る年度内 充当額 (H)	翌年度繰越額 (J+K)の合計 (I)	翌年度繰越額 の合計 (D) (J)	事務費に係る翌年 度繰越額 (K)	当該年度不用額 (L)

【留意事項】
○「事業名」、「学校名（施設名）」、「事業概要」欄については、生活拠点形成事業計画と記載内容を同一にすること。

別表 1 公立学校施設整備費国庫負担事業

項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	小学校、中学校及び義務教育学校の校舎の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校（第3項に該当する中学校を除く。同項を除き、以下別表1について同じ。）及び義務教育学校における教室の不足を解消するための校舎の新增築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費	1 / 2
2	小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校及び義務教育学校の屋内運動場の新增築に要する経費	1 / 2
3	中等教育学校等の建物の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び中等教育学校の前期課程の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。）の新增築に要する経費	1 / 2
4	特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の小学部及び中学部の建物の新增築に要する経費	1 / 2 （算定割合の特例） 県が設置する施設費負担法附則第3項に規定する建物にあつては 5.5/10
5	小学校、中学校及び義務教育学校の統合に伴う校舎及び屋内運動場の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新增築に要する経費	1 / 2

別表2 学校施設環境改善事業

項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	構造上危険な状態にある建物の改築等	<p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）の建物（校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。）で構造上危険な状態にあるものの改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費</p> <p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の幼稚部の校舎及び寄宿舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</p> <p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の高等部の建物（職業学科（職業コースを含む。以下同じ。）における校舎を除く。）の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</p> <p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の高等部の職業学科に係る校舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</p> <p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。以下同じ。）の園舎の構造上危険な状態にあるものの改築に要する経費</p> <p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校及び幼稚園の建物（幼稚園にあつては園舎。以下同じ。）で構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの長寿命化改良に要する経費</p>	<p>1／3</p> <p>1／3</p> <p>1／3</p> <p>1／3</p> <p>1／3</p> <p>1／3</p>
2	不適格改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う教育を行うのに著しく不適當な幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物で特別の事情があるものの改築に要する経費	<p>1／3</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目（昭和55年7月23日付け文管助第217号。以下「地震運用細目」という。）4（1）で定めるアからウまでのいずれかの基準に適合する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の建物にあつ</p>

			ては 1/2
3	補強	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の補強を要する建物の補強工事に要する経費	1/3 (算定割合の特例) ア 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の木造以外の校舎又は屋内運動場にあつては 1/2 イ 地震運用細目4(2)で定めるアからウまでのいずれかの基準に適合する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の建物にあつては 2/3
4	大規模改造(老朽)	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の建物で建築後20年以上経過したものの大規模改造で次に掲げる整備に要する経費 ア 建物全体の改修工事 イ エコ改修工事	1/3
5	大規模改造(質的整備)	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の建物等の大規模改造で次に掲げる質的整備に要する経費(ただし、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては校内LAN整備工事に限る。) ア 教育内容及び方法の多様化等に適合させるための建物の内部改造に係る工事 イ 法令等に適合させるための施設整備工事 ウ 建物の校内LAN整備に係る工事 エ スプリンクラーの設置(特別支援学校の寄宿舎に係るものに限る。) オ 建物の空調設置に係る工事 カ 障害児等対策施設整備工事 キ 防犯対策施設整備工事 ク その他文部科学大臣が特に認めるもの	1/3
6	学校統合に伴う既存施設の改修	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校又は義務教育学校の学校統合に伴う校舎及び屋内運動場の改修に要する経費	1/2
7	屋外教育環境の	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園、小学	1/3

	整備に関する事業	校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の屋外教育環境施設(屋外における教育環境整備の施設(植栽のための立木、芝生を含む。))であり、屋外運動場(幼稚園にあつては屋外運動広場)のための施設、屋外集会のための施設(幼稚園において整備するものに限る。)及び屋外学習のための施設その他これらに附帯する施設をいう。)の整備に要する経費	
8	木の教育環境の整備に関する事業	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の木の教育環境(木のふれあいの場をいう。)の整備に要する経費	1/3
		居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程(以下「小学校等」という。)の専用講堂の整備に要する経費	1/3
9	地域・学校連携施設の整備に関する事業	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の地域・学校連携施設(複合化促進型をいう。)の新築、増築又は改築(構造上危険な状態にあるものに限る。)(校舎又は屋内運動場の新築、増築又は改築と同時にされるものに限る。)に要する経費	1/3
10	へき地学校等の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校(学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの(以下「併設型中学校」という。)を除く。)又は義務教育学校の寄宿舎で次に掲げるものの新增築に要する経費 ア へき地教育振興法(昭和29年法律第43号)第2条に規定する学校(以下「へき地学校」という。)の児童又は生徒を収容するためのもの イ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における積雪による通学の困難を緩和するためのもの	1/2
		居住制限者の生活拠点の形成のために行う教職員住宅で次に掲げるものの新增築に要する経費 ア へき地教育振興法第3条第2号に規定するへき地学校に勤務する教員及び職員のためのもの イ 離島法第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校(視覚障害者又は聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行うものに限る。)の小学部若しくは中学部に勤務する教員又は職員のためのもの	1/2

		<p>ウ 過疎法第6条第1項に規定する市町村過疎地域自立促進計画に基づく、小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のためのもの</p> <p>エ 豪雪法第2条第2項に規定する特別豪雪地帯における小学校等に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するためのもの</p>	
		<p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設で次に掲げるものの新增築に要する経費</p> <p>ア へき地教育振興法第3条第3号に規定するへき地学校に設置するもの</p> <p>イ 離島法第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく、小学校等に設置するもの</p>	1 / 2
11	特別支援学校（幼稚園）の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の幼稚園の校舎及び寄宿舎の新增築に要する経費	1 / 2
12	特別支援学校（高等部）の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の高等部の建物の新增築に要する経費	1 / 2
13	特別支援学校の用に供する既存施設の改修	居住制限者の生活拠点の形成のために行う特別支援学校の用に供する既存施設の改修に要する経費	1 / 3
14	幼稚園の園舎の新增築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園の園舎の新增築（学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む。）に要する経費	1 / 3
15	公害	居住制限者の生活拠点の形成のために行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園のうち公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項の公害をいう。以下同じ。）の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び二重窓、換気装置その他の公害防止工事に要する経費	1 / 3
16	産業教育施設の整備	<p>居住制限者の生活拠点の形成のために行う高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業を実施するために必要な経費</p> <p>ア 一般施設</p> <p>イ 普通科等家庭科</p> <p>ウ 専攻科</p> <p>エ 産業教育共同利用施設</p> <p>オ 農業経営者育成高等学校拡充整備</p>	1 / 3

		カ 特別装置 キ 実習船	
17	学校給食施設の新増築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ドラインシステムによるものに限る。）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備の新増築に要する経費（財政力指数0.5未満のへき地の学校にあっては改修に要する経費を含む。）	1 / 2
18	学校給食施設の改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校における学校給食の開設に必要な施設設備（ドラインシステムによるものに限る。）及び学校給食の改善充実に必要な施設設備で構造上危険な状態にあるものの改築、小規模共同調理場を統合して適正規模にするため及び参加校若しくは児童生徒数の増加に伴い施設が狭隘であるための施設の改築又は保健衛生上、機能上、構造上及び学校管理運営上不適切と文部科学大臣が認めるものの改築（県により自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村又は平成21年3月末までに合併の申請を行い平成22年3月末までに合併した市町村であり、かつ、「市町村建設計画」に共同調理場の整備について明記されたものにあつては、市町村合併による既設共同調理場施設の統合等による改築（以下「既設共同調理場施設統合改築」という。）を含む。）に要する経費	1 / 3
19	地域スポーツセンター新改築、改造	居住制限者の生活拠点の形成のために行う地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築、改築又は改造に要する経費	1 / 3
20	地域水泳プールの新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う一般の利用に供するための地域スイミングセンター及び浄水型水泳プールの新築又は改築に要する経費	ア 地域スイミングセンター 1 / 3 イ 地震災害時における飲料水等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な浄水型の地域スイミングセンター 1 / 2 ウ 浄水型水泳プール 1 / 2
21	地域屋外スポーツセンター新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築に要する経費	1 / 3
22	地域武道センター新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築に要する経費	1 / 3

23	社会体育施設の耐震化	居住制限者の生活拠点の形成のために行う社会体育施設の耐震化に要する経費	1 / 3
24	学校水泳プール（屋外）新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校の水泳プール（屋外）の新築又は改築に要する経費	ア 水泳プール 1 / 3 イ 地震災害時における飲料水等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な水泳プール 1 / 2
25	学校水泳プール上屋新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校の水泳プール上屋の新築又は改築に要する経費	1 / 3
26	学校水泳プール（屋内）新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校の水泳プール（屋内）の新築又は改築に要する経費	ア 水泳プール 1 / 3 イ 地震災害時における飲料水等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な浄水型水泳プール 1 / 2
27	学校水泳プール耐震補強	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校の既設水泳プールの補強に要する経費	1 / 3
28	中学校武道場新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の武道場の新改築に要する経費	1 / 3
29	学校屋外運動場照明施設新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校の屋外運動場照明施設の新築又は改築に要する経費	1 / 3
30	学校クラブハウス新改築	居住制限者の生活拠点の形成のために行う義務教育諸学校のクラブハウスの新築又は改築に要する経費	1 / 3
31	防災機能の強化に関する事業	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の防災機能を強化するための施設整備（自家発電設備の整備については、避難所指定校に限る。）に要する経費（ただし、高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては屋外防災施設の整備に限る。）	1 / 3
32	太陽光発電等の整備に関する事業	居住制限者の生活拠点の形成のために行う幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、特別支援学校並びに共同調理場の太陽光発電、風力発電、太陽熱利用又は蓄電池（単独で整備する場合には、太陽光発電設置校に限る。）の整備に要する経費	1 / 2

別表3 埋蔵文化財発掘調査事業

項	交付対象事業	対象となる経費	基本国費率
1	発掘調査	福島県等が策定する生活拠点形成事業計画に基づく埋蔵文化財の記録の作成又は保存に必要な資料を得るために行う、発掘調査及び発掘された資料の保存整理に要する経費	1 / 2
2	遺跡発掘事前総合調査事業	福島県等が策定する生活拠点形成事業計画の対象地域の埋蔵文化財の所在、範囲及び性格を明らかにし、当該復興事業と調整するために行う、遺跡の詳細な分布、試掘等による総合調査に要する経費	1 / 2
3	重要遺跡確認緊急調査	別表3第1項によって確認かつ把握された遺跡において、当該遺跡が重要な遺跡として保護を図るため、遺跡の範囲及び性格を確認する調査に要する経費	1 / 2
4	出土遺物保存処理	生活拠点形成事業として処理が必要となった、発掘調査によって検出された出土品のうち、木製品、金属製品、自然遺物等のものについて、その恒久保存を図るために行う保存科学的処理に要する経費	1 / 2